

中小企業の皆さまの知財活用を応援します!!

「特許・意匠・商標・著作権」 どうしたらいいの？

特許・実用新案・意匠・商標・著作権等、知的財産権に関わる発掘及び出願から権利化まで、知財戦略プロデューサーが中小企業の皆さまの知財に関する各種相談をお受けします。

費用は無料ですので、お気軽にご相談ください。



こんなお悩みございませんか？

- ▶ 出願の手順がわからない…
- ▶ 新しく商品を開発したけど、特許になるの？
- ▶ 商標はどんな時に取るの？
- ▶ 知財に関する契約はどうしたらいいの？
- ▶ 侵害警告を受けた or 勝手に自分の発明や似たような商標を他人が使っているが、どう対応したらいいの？etc…

まずはご相談ください！



TEL・Eメール
にて予約

相談日時
調整

ベンチャー
プラザ船橋
にて相談

課題解決を
目指します！

※必ず**事前にご予約の上**お越しく下さい。また、出願書類等の代理作成はできません。

公益財団法人千葉県産業振興センター
新事業支援部 産学連携推進課

047-426-9200
sangaku@ccjc-net.or.jp

まずはTEL・メールにてご相談ください！

＜アクセス＞

- JR総武線船橋駅から徒歩15分
- 東葉高速鉄道東海神駅から徒歩7分
- 東武野田線新船橋駅から徒歩9分
- 京葉道路船橋ICから約2.5Km



〒273-0864
船橋市北本町1-17-25 ベンチャープラザ 船橋1階

千葉県産業振興センター



URL:<https://www.ccjc-net.or.jp>

知財相談窓口ご利用規約

— ご相談の前に —

1. 知財相談窓口では、知的財産の活用全般に関する相談に無料で応じます。
2. 限られた時間及び資料の範囲内で相談をお受けしアドバイスするため、アドバイスの内容について、法的責任を負うものではないことを予めご了承ください。
最終的なご判断はご相談者様ご自身でお願いします。
3. 知財相談窓口では誠意をもってご相談に対応しますが、相談内容によっては回答できることに限度があり、また、ご相談に応じかねる場合もありますので、予めご了承ください。
例えば、出願書類等（願書、明細書、補正書）や契約書などの代理作成は、法律（弁理士法、弁護士法等）で禁止されております。また、特許性の判断等につきましても、知財相談窓口では判断できず、一般的な見解を示すなどの助言に留まります。
業務の代行等をご希望の場合は、弁理士や弁護士と個別に代理契約等していただくようお願いいたします。
4. 相談時にご提供いただいた企業・個人情報及び相談内容に関する情報等（以下「企業情報等」という。）は、以下の目的のみに利用いたします。
 - ・ 知財相談窓口業務の質の向上
 - ・ 知財相談窓口業務に関する統計及び分析
 - ・ 知的財産に関する支援施策・各種セミナー等の参考情報の提供
5. 上記4の目的を達成するため、千葉県及び知財相談窓口を設置する千葉県産業振興センターにおいて情報を共有する場合があります。

<留意事項>

窓口において弁理士等にご相談後、当該専門家に個別に調査や出願書類作成、出願代理等をご依頼される場合は、専門家との通常の個別委任案件となります。その場合、ご相談者と専門家との契約関係となるため、当窓口（千葉県産業振興センター）は関与いたしません。